

新潟県生連

新潟県生活と健康を守る会連合会
〒950-0088 新潟市中央区万代1-2-6-403
TEL 025-241-0288
<https://niigatakenseiren.iinaa.net/index.html>

一人はみんなのために
みんなは一人のために

判決に従い直ちに生活保護費引き上げよ 全生連が厚生労働副大臣に強く求める

生活保護引き下げの取り消しを求めた裁判で、原告の訴えを認める判決が相次いで出され、国は窮地に陥っています。

全国生活と健康を守る会連合会（全生連）は、7月25日、羽生田俊厚生労働副大臣と面談し、全国から寄せられた2万名の署名を手渡し、裁判所の判決に従い直ちに保護費を元に戻して引き上げることを強く求めました。

この日、厚労相を訪れたのは、吉田松雄会長をはじめ西野事務局長、東京と埼玉の原告など5名です。吉田会長は、「地方裁判所の判決は原告勝訴11件と、敗訴の10件を上回った。しかし、厚労省は、保護基準引き下げに加え物価高騰で命さえ危ぶまれる保護利用者の生活を見ようとせず、『関係省庁や地方自治体と協議する』と繰り返すばかりだ。



直ちに判決を受け入れ、保護費を引き上げるべきだと迫りました。原告は、猛暑の中エアコンを電気代が心配で使っていない、命を守るために急いで保護費を引き上げてほしい」と訴えました。厚労副大臣は「裁判が続いておりその結果が出てから検討したい」と述べました。保護基準の引き上げを求める運動をもっと大きく広げることが必要です。

各地で 総会 強く・大きな守る会づくりへ決意新たに



長岡守る会は6月14日、定期総会を開催。星野会長があいさつ、新潟県生連、遠藤玲子前県議が来賓あいさつしました。「強く大きな守る会をつくろう」と、活発に討論をおこないました。

病気や入院・入所で会員が減り班が維持できない実態が報告されました。来年秋の健康保険証廃止について反対する声あがりました。会社のパワハラと敢然とたたかい、和解を勝ち取った寺泊班の発言に、大きな拍手が送られました。議案は提案どおり承認されました。

昼食後は、ビンゴゲーム。順に景品をゲット、予備の景品は全員がジャンケンで争奪。みんな真剣？でした。次の行事での再会を楽しみに、散会しました。

三条守る会は7月23日、コロナのため3年ぶりに総会を開きました。武藤会長は「守る会の前進のために意見を出し合いましょう」とあいさつ。野本孝子県生連会長が連帯あいさつをしました。

小林事務局長は、税金申告、貸付金や制度紹介のチラシ宣伝、そして相談活動で、新たに会員5世帯をふやした一方、高齢で2名の役員が退会したと報告。方針案と財政、役員を提案し、承認されました。



写真左上、長岡守る会の総会、
写真右下、三条守る会の総会

みんなの力で強く・大きな守る会に 知人に集会と新聞をすすめてください

友人に「お前も入れや」と声かけ快 く入会してくれた 北区・田中基之さん

新潟市北区の田中基之さん（75）は、数十年来の旧知の友に、常日頃から「困った時は何でも相談にのってくれるから、お前も守る会に入った方がいい」と話してきました。先日、畑で撮れた野菜を持って知人を訪問し「お前も入れや」と勧め、「俺も守る会に入れてほしい」とうれしい返事がありました。家が古くなり県営住宅へ転居したいが保証人がおらず心配だと話しました。早速役員に連絡を取りました。

田中さん本人も、借家が古く転居を求められたため。区役所に相談すると、「転居費用は5万円まで」と言われました。役員に聞くと法律にはそのような規定がないことがわかりました。「やっぱり守る会は頼りがいがある会だ」と喜んでいきます。7月にはもう一人の知人に入会を勧める予定でう。

「県営住宅家賃あがり 困った」相談者が入会

見附市の会員の小坂井さんに、県営住宅入居者から相談がありました。働いている息子と同居したら、家賃が月額27200円から32100円に上がり、生活が大変になったとのこと。6月27日に訪問すると、5つもの医療機関に通院し、医療費と通院交通費が毎月1万円以上かかっています。県営住宅家賃算定では、収入から医療費（通院費含む）を控除して月収を出すことになっています。医療費控除を申請すると元の家賃に戻ることから、早速市役所へ行くことにしました。入会を勧めたところ、快く応じてもらえました。同じ団地に知り合いがいるとのことで、班づくりの希望が見えてきました。

コロナ特例緊急小口資金、総合支援資金（延長） 返済免除申請始まる

償還免除（返済免除）のお知らせが社協から届き始めています。すでに償還が始まっている緊急小口資金と総合支援資金（初回貸付）と、令和6年（2024年）1月から返済が始まる資金が対象です。

・総合支援資金（初回貸付）（1か月目～3か月目）の借入期間を延長する（続けて利用する）

「延長貸付」（4か月目～6か月目）

住民税非課税以外の償還免除 償還（返済）が始

まった後に、国の決めた要件に当てはまる状況になった場合、貸付金の全部または一部が「償還免除（返す必要がなくなる）」になる可能性があります。 ※償還免除の決定は、償還開始以降になりません

総合支援資金（再貸付）（7か月目～9か月目）は令和6年度（2024年度）の住民税非課税が償還免除判定の対象です。

自転車ヘルメット 生活保護で支給

法改正で自転車のヘルメット着用が努力義務に。就労・就学で自転車が必要な人に、ヘルメット代が支給されます。

※夏期募金にご協力ありがとうございました※

募金の趣旨をご理解いただき、大きなご協力をありがとうございました。

新潟県生活と健康を守る会連合会は、事務所で働く職員（専従者）の生活を保障するために、給与1ヵ月相当の夏期手当を支給しました。

